

◆◆◆◆◆臨時福祉給付金が支給されます◆◆◆◆◆

消費税の引き上げに際し、所得の低い方々への負担に配慮するため、暫定的・段階的な措置として、一人につき6千円を支給します。

支給要件

◆支給対象者：平成27年度分の住民税が課税されていない方(下表参照)

【住民税が課税されない収入の目安】

扶養人数	年金収入のみの場合		給与収入のみの場合
	65歳未満	65歳以上	
0人	980,000円以下	1,480,000円以下	930,000円以下
1人	1,470,667円以下	1,928,000円以下	1,378,000円以下
2人	1,844,001円以下	2,208,000円以下	1,683,999円以下
3人	2,217,334円以下	2,488,000円以下	2,099,999円以下

※次のような場合は対象となりません。
 ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において、どなたかの扶養になっている場合)
 ・生活保護制度の被保護者となっている場合 など

◆支給額：一人につき 6,000円

◆基準日：平成27年1月1日(基準日時点で住民票が二本松市にある方が対象)

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても、二本松市で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに二本松市にお住まいの方については、二本松市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

申請方法

◆申請先：市役所「臨時福祉給付金」窓口(市役所3階302会議室)

◆申請期間：9月1日(火)～12月1日(火)

◆申請書：対象となる可能性のある方へは、8月下旬から順次申請書を郵送しています。

給付金の受け取り方法

◆申請書に記載した指定口座に入金します。

ご注意

◆今年度は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらの要件にも該当する方は、両方を受け取ることができます。その場合、それぞれ申請が必要となります。

◆原則として、申請期間外の申請は受け付けられません。

◆申請期間など、各市区町村により異なります。二本松市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ウェブサイトなどで確認してください。

Q：自分の住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A：給与や年金のみの収入の方であれば、基本的に前年(平成26年中)の収入が上記の表の収入金額以下である場合は、住民税が課税されません(扶養人数によって収入金額が変わります)。住民税が課税される場合は、毎年6月中旬に市から「市民税・県民税納税通知書」が届きます。また、お勤め先の給与から住民税が天引きされている方には、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書」がお勤め先を通じて届きます。

Q：基準日(平成27年1月1日)の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A：臨時福祉給付金は、基準日(平成27年1月1日)時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、申請先の市区町村にお問い合わせください。

Q：基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A：臨時福祉給付金は、基準日(平成27年1月1日)に生まれた方は対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象になりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象になりません。

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省の職員などがかたった電話がかかってきたり郵便が届いたら、迷わずお住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。



◎問い合わせ…申請方法：市役所「臨時福祉給付金」窓口 ☎(22)5166

制度内容：厚生労働省「臨時福祉給付金」専用ダイヤル ☎0570(037)192

**高齢者・障がい者の人権
あんしん相談強化週間**

9月7日から全国一斉相談強化週間として、身体的・心理的虐待や差別、いやがらせなど、高齢者・障がい者の抱える人権問題について電話相談を実施します。

相談は人権擁護委員および法務局職員が応じ、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

期間

9月7日(月)～13日(日)

時間

午前8時30分～午後7時

※9月12日(土)、13日(日)は午前10時～午後5時

※強化週間以外の平日も、午前8時30分～午後5時まで受け付けします。

◎問い合わせ:

福島県地方務局人権擁護課
☎024(534)1994
相談専用電話
☎0570(003)110

**家族介護者交流会
参加者募集**

ご家庭で高齢者等の介護に従事されている方を対象に毎

年「家族介護者交流会」を開催しています。

介護者同士の交流を通して長期介護による心身の疲労を癒やし、気分を新たに介護に取り組めるようリフレッシュを図るための事業です。是非ご参加ください。

期 日

10月28日(水)

場 所

熱塩温泉(喜多方市)

定 員

38人

※定員になり次第締め切り

参加対象者

高齢者・障がい者等の介護に従事している、バスの乗車に支障ない方

参加費 1,000円(昼食代)

◎問い合わせ・申し込み:

各在宅介護支援センター

- ・二本松中央 ☎(23)3600
 - ・あだたら荘 ☎(22)2500
 - ・研 記 念 ☎(22)6585
 - ・二本松病院 ☎(22)6516
 - ・安 達 ☎(23)8262
 - ・岩 代 ☎(55)3455
 - ・東 和 ☎(47)3301
- または福祉課障がい福祉係
☎(55)5113

**認知症家族談話会を
開催します**

「もしかして認知症かもしれない」と感じた時、家族が受ける衝撃はとてつもないものです。

認知症は決して特別な病気ではありませんが、家族だけで介護をすることが難しい病気です。

認知症について正しく理解し、家族や地域で認知症の方を支えていくことを目的とした談話会を開催します。

認知症の診療を行っている先生を講師に迎え、認知症について分かりやすく学ぶことができますので、是非ご参加下さい。

日 時

9月10日(木)

午後1時30分～2時30分

会 場

地域包括支援センター

内 容

認知症について知る

講 師

福島県立医科大学
医学部神経精神医学講座
医師 畠山 毅氏

対象者

・認知症の介護を行う家族
・認知症の予防や介護に関心のある方

参加料

無料

◎問い合わせ・申し込み:

地域包括支援センター
(若宮2-69)
☎(23)3600

肢体不自由者来所相談会

補装具の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が次の日程により開催されます。

開催日

10月2日(金)

受付時間 午後1時～3時

相談料

無料

会 場

福島市身体障がい者福祉センター腰の浜会館
(福島市腰浜町32-1)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

申込期限

9月25日(金)

申込方法

事前に電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
または各支所地域振興課

9月の講座のご案内

要予約 定員: ふくろうの壁掛け3人、かかしの秋飾り10人、一閑張12人
※申込メット日を過ぎてキャンセル等の都合により受講可能な場合もありますのでお気軽にお問い合わせください。

【ふくろうの壁掛け講座】
開 講 日: 9/2(水)、13(日)
時 間: 10:00～11:30
料 金: 1,100円(材料費込み)
申込メット: 各開講日の5日前

【かかしの秋飾り講座】
開 講 日: 9/15(火)、26(土)
時 間: 10:00～11:30
料 金: 1,000円(材料費込み)
申込メット: 各開講日の5日前

【注意事項】
・要予約、電話か窓口へ直接お申し込みください。
・(FAXやメールでの受付はしていません)
・定員になり次第締め切らせていただきます。
・材料のみの販売はしていません。

【毎月開催!一閑張講座】
開 講 日: 9/25(金)、27(日)、29(火)
時 間: 10:00～12:00
料 金: 600円(※材料費別途料金)
申込メット: 各開講日の前日

お申し込み・お問い合わせ: 二本松市和紙伝承館 ☎61-3200

安達ヶ原ふるさと村

ばんきぎすたろく
にほんまつ

8月17日から
利用時間が変わりました!

8/17からの利用時間です

利用時間	120分	140分
1回目	9:30～11:50	140分
2回目	13:00～14:50	170分
3回目	15:10～17:00	170分

みんな! いっしょにきてね!

お問い合わせ: 安達ヶ原ふるさと村 ☎0243-22-7474

子育て支援

市外の幼稚園等を利用している保護者の方へ

子育て世帯の経済的負担を軽減する目的で、保育料助成事業を実施しています。次の市外施設を利用していらっしゃる保護者の方も対象となりますので、左記までご連絡ください。

対象施設

- ・ 市外の認可外保育所
- ・ 市外の私立幼稚園

対象児童

市内に住所のある児童

助成方法

利用している施設を通して助成します。

※対象者および助成内容は下表のとおりです。

※市内の保育所、認定こども園、幼稚園を利用されている方は、すでに案内を送付しています。不明な点については左記までお問い合わせください。

問い合わせ

子育て支援課保育所幼稚園係

☎(55)5112

	対象者		助成内容 (児童1人当たりの助成上限額)	
	市民税所得割額	児童数等	3歳以上児	3歳未満児
私立幼稚園	非課税世帯	小学3年生以下の子どものみ数えて第2子以降にあたる児童	年額70,800円	
認可外保育所	48,600円未満の世帯	同時に入所している児童のみを数えて第2子以降にあたる児童	月額13,200円	月額15,600円
	上記以外の児童		月額5,000円	

※この表は、市外の対象施設を利用している児童についてのものです。

※助成内容に記載の額は、助成上限額です。

●●● 両親学級のご案内 ●●●

おなかの赤ちゃんやお母さんの体調はいかがですか？安心して出産・育児が出来るよう下記のとおり教室を開催します。お気軽にご参加ください。

会場 安達保健福祉センター 対象者 市内にお住まいの妊婦さんとパートナーの方

日程・内容

日程	内容	講師	
9月13日 (日)	9:00~	受付・マタニティ体験	運動指導士
	9:30 ~12:00	・マタニティヨガ ・妊娠中の肩こりや腰痛の解消法 ・お産に役立つ動きやリラククス法	

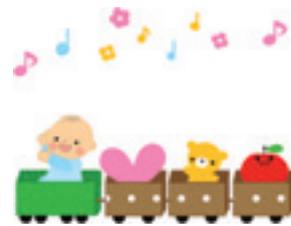


託児 無料 ※事前に申し込みが必要です。

持ち物 母子健康手帳

※託児希望される方は、オムツ、着替え、ミルクなどをお持ちください。

申込方法 9月9日(水)までに、参加者氏名、生年月日、住所、電話番号、出産予定日、託児希望の有無などをお知らせください。



◎問い合わせ・申し込み…健康増進課保健係 ☎(55)5110・Fax(23)1714

保健のお知らせ

弁護士によるB型肝炎
特措法説明会・個別相談
会を実施します

日時 9月5日(土)

午後1時30分～4時

※受け付けは午後3時まで

会場 市民交流センター

対象者 集団予防接種でB型肝炎になった人とその家族

費用 無料

◎問い合わせ・申し込み…

全国B型肝炎訴訟新潟事務所
RONS(229)1130

広報にほんまつ8月号のお詫びと訂正

広報にほんまつ8月号の記載に誤りがありました。お詫びし訂正します。

10ページ 「お口のお手入れ学んでみませんか？」

◆③食べたり、飲んだり、もう一度体験しましょう

(誤)10月3日(土) → (正)10月2日(金)

◆問い合わせ・申し込み…

(誤)(55)5094 → (正)(55)5110

16ページ 「平成27年度各種健(検)診のお知らせ」

◆肺がん・結核検診の個別(施設)検診料金

(誤)300円 → (正)200円

